

令和 8 年 6 月 1 8 日

土木部河川公園課

南砂緑道公園改修工事及び横十間川水門橋改築工事の 変更について

1 南砂緑道公園改修工事の変更について

(1) 主な変更内容

工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）に基づき、インフレスライドの適用により変更が必要となった。さらに、当初想定していなかった地中障害物の除却、地元要望による樹木剪定の追加及び出土した旧都電レールの保存等への対応により、増額変更を行う必要が生じた。

(2) 対応状況

数量等が確定し、受注者と協議が整ったことから、令和 8 年第二回区議会定例会にて契約変更を行う。



地中障害物の除去（アスファルト）



旧都電レールの出土状況

2 横十間川水門橋改築工事の変更について

(1) 主な変更内容

当初は無機汚泥として処分費を設計していたが、施工に伴い汚泥を掘削したところ、強い臭気を確認され、処分施設への確認の結果、有機汚泥に該当することが判明した。このため、発生汚泥の処分区分が無機汚泥から有機汚泥へ変更となるため、処分費の増額変更を行う必要が生じた。

(2) 対応状況

数量等が確定し、受注者と協議が整ったことから、令和8年第二回区議会定例会にて契約変更を行う。



汚泥の掘削状況